



鳥取県公報

平成18年 1月17日(火)
第 7 7 5 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定 (23) (景観まちづくり課)	1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (24) (森林保全課)	2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (9)	2
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課)	3
	平成17年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課)	4
	公の施設の指定管理者の指定 (経済政策課)	4
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4件) (森林保全課)	5
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課)	8
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃)	9
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	10
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	11
正 誤	平成17年12月20日付鳥取県告示第934号中訂正	13

告 示

鳥取県告示第23号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条の2第2項 (第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。) 及び第7条の2第2項 (第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令 (平成11年建設省令第13号) 第15条第1号から第4号
まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域
鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡及び東伯郡
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

鳥取市田園町三丁目375

倉吉市宮川町188 - 1

鳥取県告示第24号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山1の2・1の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の4、1の5・1の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の9、1の10、1の14、1の15、2、字足谷奥643の2から643の4まで、643の7から643の19まで、字岩谷下モ平上ミ944の1、944の5、944の6、944の9、944の10、944の12、944の14、944の16から944の45まで、944の53から944の66まで、字岩谷山945の2から945の5まで、945の11、945の17から945の20まで、945の27、945の29、945の34から945の36まで、945の42、945の43、945の46から945の71まで、945の75、945の80、945の81、945の86から945の92まで、字掛橋山2013の5、2013の6、2013の8から2013の13まで、2013の16、2013の18、字滝ヶ谷山2017の9、2017の10、字蛇喰山2571の7から2571の21まで、字切詰山2572の3から2572の17まで、2573、字吉ヶ谷山2589、字三平山深山口平2714、2715の2から2715の5まで、字三平山ウレ石平2723の6、2723の7（次の図に示す部分に限る。）、2730の1、2730の2、字ウレ石谷日南2736の5、2736の22から2736の43まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

平成18年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり召集する。

平成18年 1月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日時 平成18年 1月18日（水） 午後 1時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室

3 議題

- (1) 平成17年度市町村明るい選挙推進協議会会長研修の開催について
- (2) その他

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成17年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成18年1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 採用する自衛官及び採用予定数

- (1) 二等陸士：若干名（男性）
- (2) 二等海士：若干名（男性）
- (3) 二等空士：若干名（男性）

2 募集期間

平成18年2月7日（火）まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 試験期日

平成18年2月8日（水）

(2) 試験種目

筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成18年2月中旬

5 採用予定

平成18年3月下旬又は4月上旬

6 応募資格

平成18年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部（0857 - 23 - 2251）
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857 - 26 - 4019）
- (4) 自衛隊倉吉募集事務所（0858 - 26 - 2900）
- (5) 自衛隊米子募集事務所（0859 - 33 - 2440）

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の3第1項の規定により、平成17年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講習の課程	場 所
平成18年 2月16日（木） 午前10時から	広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項 広告物の施工に関する事項	鳥取市尚徳町101 - 5 鳥取県立県民文化会館 第5会議室

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、各総合事務所の県土整備局維持管理課、各地方県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びにインターネット上の県のホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/keimachi/>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成18年 1月17日（火）から同月31日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、送付による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎 7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局維持管理課（東部総合事務所内）

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局維持管理課（八頭総合事務所内）

エ 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

オ 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局維持管理課

カ 日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当 （電話0857 - 26 - 7363）

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 管理を行わせようとする公の施設の名称

鳥取県立米子産業体育館

- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社 T K S S

代表取締役 田中 富士夫

米子市米原八丁目11 - 49

- 3 指定の期間

平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月27日付鳥取県告示第951号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

坂本 安市	倉吉市桜字宮ノ峰372の1
石亀 喜一	〃
山根 ぜん	倉吉市河来見字大二子谷942

- （2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- （3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月20日付鳥取県告示第937号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

古田 てるよ	八頭郡智頭町大字早瀬字堂ノ上482の1
古田 梅吉	〃
古田 萬五郎	〃

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月27日付鳥取県告示第950号）の内容
（告示の内容）

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

國森 吉太郎	鳥取市鹿野町河内字外尾谷上平4002
中田 いし	鳥取市鹿野町河内字菅臺頭611
倉益 又太郎	鳥取市鹿野町河内字戀子1901

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中田 精	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山2987の4
橋本 一二	鳥取市鹿野町河内字谷中東平4271の2
中田 道夫	鳥取市鹿野町河内字林ノ谷4284の4
前田 次郎	鳥取市鹿野町河内字鋤畑ヶ4375の2
遠藤 正広	鳥取市鹿野町河内字妙見谷4413の4
前田 昭夫	鳥取市鹿野町河内字小ナル4424
遠藤 正広	鳥取市鹿野町河内字入道谷4012
國森 新藏	鳥取市鹿野町河内字入道谷4014の5

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月27日付鳥取県告示第952号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

河野 太平	倉吉市大立字棚谷252
門脇 保太郎	倉吉市大立字棚谷260の1
門脇 保太郎	倉吉市大立字棚谷260の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年 1月17日

鳥取県国土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
大蔵建設有限会社 代表取締役 勝田達雄	鳥取市青谷町 早牛22-15	鳥取市青谷町大坪 字大口622-1外 10筆 (22,978.82平方 メートル)	真砂土 (9,006.2立方メー トル)	平成17年12月13日 から平成21年12月 12日まで	平成17年12月13日
有限会社山田 工業所 代表取締役 山田利雄	鳥取市安長 102	鳥取市細見字鮎帰 649-9外6筆 (72,641平方メー トル)	風化花崗岩 (236,662立方メー トル)	平成17年12月15日 から平成20年12月 14日まで	平成17年12月15日
株式会社西日 本鉱業 代表取締役 西村信義	鳥取市気高町 新町三丁目26	鳥取市有富字外輪 谷口463外133筆 (469,371.5平方 メートル)	安山岩 (368,155.6立方 メートル)	平成17年12月27日 から平成18年12月 26日まで	平成17年12月27日
有限会社伊藤 組 代表取締役 伊藤和明	鳥取市古海 1030	鳥取市高路字土桶 詰864外11筆 (40,353平方メー トル)	安山岩 (72,030立方メー トル)	平成17年12月28日 から平成20年12月 27日まで	平成17年12月28日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成18年 1月17日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	採取場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会代 表者 千馬高広	鳥取市湖山 町北三丁目 468	鳥取市三津字 大浜ノ-1102 -1外2筆 (3,480.80平方 メートル)	平成17年8 月31日から 平成18年8 月30日まで	砂利採取 場の所在 地	鳥取市三津字 大浜ノ-1102 -1外1筆	鳥取市三津字 大浜ノ-1102 -1外2筆	平成17年11 月30日
				砂利採取 場の面積	2,501.80平方 メートル	3,480.80平方 メートル	
				採取をす る砂利の 数量	4,791.40立方 メートル	7,371.175立方 メートル	
"	"	鳥取市三津字 大浜ノ-1102- 1外5筆 (5,461.44平	"	砂利採取 場の所在 地	鳥取市三津字 大浜ノ-1102 -1外2筆	鳥取市三津字 大浜ノ-1102 -1外5筆	平成17年12 月21日
				砂利採取	3,480.80平方	5,461.44平方	

		方メ - トル)	場の面積	メートル	メートル
			採取をす る砂利の 数量	7,371.175立方 メ - トル	13,677.70立方 メ - トル

剣砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年 1月17日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成18年 2月17日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	鳥取市東町 1丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第 1会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
	平成18年 2月27日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を剣砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ノーツ応用研修業務の実施 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成18年 3月17日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟

倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年 1月25日（水）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成18年 1月17日（火）から同年 2月 7日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857 - 26 - 7613

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年 1月17日（火）から同月25日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前

9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年2月7日(火)午後2時

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成18年2月1日(水)午後4時まで提出し、その確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成17年12月20日付鳥取県告示第934号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 3

誤 以上3筆について次の図に示す部分に限る。

正 以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。

